

京都市告示第204号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき令和5年1月10日付けで認可した上田町北部町内会、平成23年12月12日付けで認可した西京極堤下町町内会及び平成17年4月4日付けで認可した南巽町自治会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和5年6月21日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 上田町北部町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	天羽 智彦	福井 孝
代表者の住所 及び所在地	京都市右京区梅津上田町1番地の10	京都市右京区梅津上田町6番地14

2 西京極堤下町町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	西川 義行	艸川 和佐
代表者の住所	京都市右京区西京極殿田町15番地の6	京都市右京区西京極堤下町20番地73

3 南巽町自治会

	変更前	変更後
代表者の氏名	波多野 元三郎	田尻 和夫
代表者の住所 及び所在地	京都市西京区桂南巽町89番地2	京都市西京区桂南巽町99番地1

(文化市民局地域自治推進室)